

全日本不動産協会青森県本部青森地区の会員の皆様へ、重大な消防法令違反に係る公表制度等の周知に関する協力をお願い

消防行政につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

青森地域広域事務組合消防本部管内（東青地域）において、本年 10 月 1 日から「重大な消防法令違反に係る公表制度」が施行されますことから、全日本不動産協会青森県本部様のご協力の下、当該制度の周知を図るため、リーフレットを配布させていただくこととなりました。

また、当該制度の公表の対象となる違反は、飲食店や店舗等を新たに営業する場合や移転する場合、事務所から飲食店や店舗等に用途を変更する場合などに必要な消防への届出がされない場合に多く発生しておりますことから、「防火対象物使用開始（変更）届」に関するリーフレットも併せて配布させていただきました。

つきましては、住宅を除く店舗、事業所等の賃貸借又は売買の仲介等の際に賃借人又は買主の方などにリーフレットを配布くださいますようお願いいたします。

なお、「重大な消防法令違反に係る公表制度」及び「防火対象物使用開始（変更）届」に関するお問合せ、リーフレットの追加につきましては、下記までお願いいたします。

**【問合せ先】**

青森地域広域事務組合消防本部

予防課 機動査察チーム

担 当：渡邊・大川・亀田

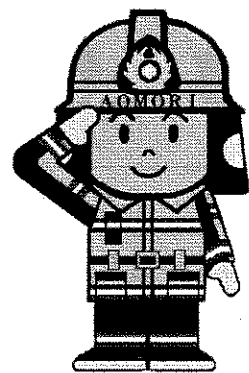
電 話：017-775-0853

FAX：017-775-1444

e-mail：shobo-yobo@city.aomori.aomori.jp

# 違反対象物の

# 公表制度が始まります



マスコットキャラクター  
「あおしょうくん」

## 公表制度とは？

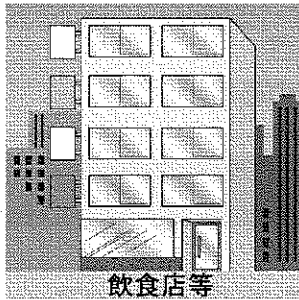
消防法令に関する重大な違反のある建物を公表することによって、その建物を利用する方が自ら建物の情報を入力して、安心して建物を利用できるよう、消防が保有している消防法令違反に関する情報をホームページ上に公表する制度です。

## ホームページで公表

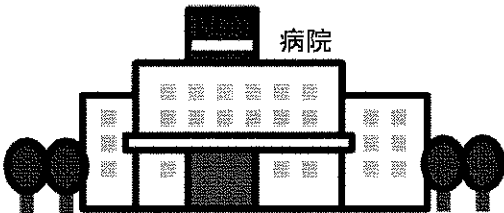


## 公表対象となる建物

劇場、映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物が該当になります。



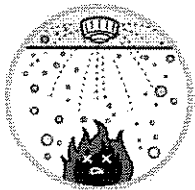
飲食店等



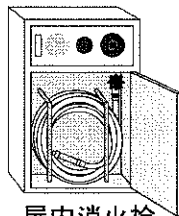
病院

## 公表対象となる違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、設置されていない場合又は設置されていてもその主たる機能が喪失している場合が該当します。



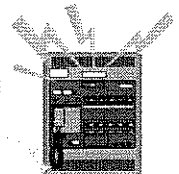
スプリンクラー設備



屋内消火栓設備



自動火災報知設備



公表までの流れ

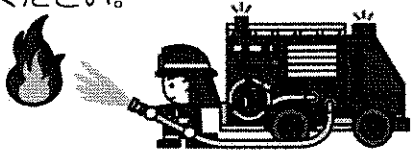


～～事業者の方へ～～

次のような場合は、重大な消防法令違反になることがありますので、事前に消防本部予防課又は最寄りの消防署へご相談ください。

- ◎増築や改築、隣接する建物と接続する場合。
- ◎建物に飲食店、物品販売店、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する用途が新たに入居する場合。

また、新規に事業を開始する場合及び建物の用途の全部又は一部を変更する場合は火災予防条例により使用開始(変更)届出書の提出が義務付けられていますので消防本部予防課へお問合せください。



公表の内容

- 建物を利用する方にわかりやすく掲載します。
- ①建物の名称・住所
  - ②消防法令違反の内容
  - ③消防長が必要と認める事項

公表制度の開始時期

青森消防本部では、  
平成29年10月1日  
から開始します。

公表制度の全国展開

違反対象物公表制度は、現在すべての政令指定都市の消防本部で実施済みです。また、今後全国の各消防本部でも導入される予定になっています。



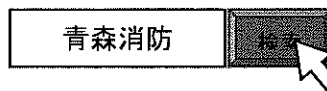
総務省消防庁のホームページで全国の状況を確認できます。

＝総務省消防庁公表制度 HP＝  
<http://www.fdma.go.jp/>

《問い合わせ先》

- 消防本部予防課 017-775-0853 (直通)
- 中央消防署予防係 017-775-0855 (代表)
- 東消防署予防係 017-741-0613 (代表)
- 浪岡消防署予防係 0172-62-3119 (代表)
- 平内消防署予防係 017-755-3119 (代表)

インターネットで検索



<https://www.city.aomori.aomori.jp/kouiki/syoubou/top.html>



# 消防に届出していますか？

～ 防火対象物使用開始(変更)届 ～

建物を飲食店や店舗、会社などの一般住宅以外の用途に使用する場合は、消防本部へ届出が必要です。

届出をしないまま営業した場合は、消防がその事業所の所在や規模などを把握できず、万が一に火災などが発生した場合に迅速かつ適切に対応することが困難になります。

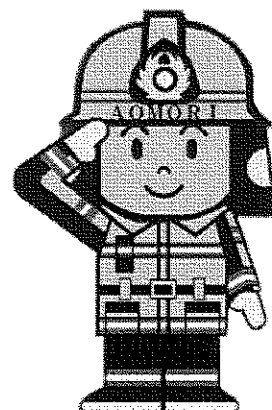
また、火災予防のための必要な指導ができなくなり、重大な消防法令違反となった場合は、消防本部のホームページで公表される場合があります。

## ○ 届出の根拠は？

火災予防条例により、建物を一般住宅以外の用途に使用する場合は、消防への届出が義務付けられています。

## ○ どんな時に届出が必要？

- ・ 住宅以外の建物の新築、増築する場合
- ・ 用途を変更する場合
- ・ 住宅と店舗などの住宅以外の用途と併用する場合
- ・ テナントを変更する場合



青森消防のマスコットキャラクター  
「あおしょうくん」

**注意**

- ・ 建物の一部の変更や工事でも届出が必要です。
- ・ 工事が無い場合であっても用途やテナントを変更する場合は届出が必要です。

## 消防本部にお問合せください。

ぼうかたいしょうぶつしょうかいし（へんこう）とどけ

※電話で『防火対象物使用開始(変更)届の件』とお伝えください。

お問合せ先

青森地域広域事務組合消防本部予防課 電話 017-775-0853